

1. 会合名	会員における引受けのあり方に関する検討会（第47回）
2. 日 時	平成24年4月9日（月）10:00～11:50
3. 議 案	1. 配分に関する規則の検討 2. その他
4. 主な内容	<p>1. 配分に関する規則の検討</p> <p>事務局より、前回会合における議論とその後の意見募集にて寄せられた意見を取りまとめた資料に基づき説明が行われ、大要以下の通り意見交換がなされた。</p> <p>【主な意見】</p> <p>○ 親引けガイドラインについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 親引けガイドラインの作成に際し、発行会社のオーナーや資産管理会社に親引けを行うことについて、各社の認識を共有すべきであると考える。 → オーナーや資産管理会社の定義が明確ではなく、また、ガイドライン上で細かな規定を置くことは配分分科会からの議論の方向性にそぐわないのではないかと。包括的に定義するとしても、結局案件ごとに判断することになると考える。 → 必ずしもガイドライン上で取扱いを明確にする必要はないが、どこかで各社の認識を共有しておかないと、シ団の中で意見が分かれてディールが進まないという事態に陥る可能性がある。 → ガイドラインには載せないまでも、「想定される事例」等といった形で、各社の認識を共有しておく必要があると考える。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 配分規則の改正案において、親引け先にロックアップをかけることが規則化されているが、一定以上株価が上昇した場合にロックアップが解除される等のウェーバー条項を付与することについてどう考えるべきか。また、IPOの中でもロックアップ期間の長さが異なるなど、各社において「ロックアップ」の意味することが統一されていないのではないかと。 → ロックアップは市場から発生した実務慣行であり、統一的に定義することは難しいと考える。また、株価の上昇時に売却を認めることには一定の合理性があるが、長期的かつ安定的に保有してもらうことを前提に親引けを行うのであれば、転売することはそもそも趣旨から外れることになるのではないかと。 → 親引けのロックアップは、優先的に販売する条件としてかけるものであり、通常のロックアップとは性質が異なるため、より厳しい基準が必要なのではないかと。 <p>○ 発行会社への配分先の情報の提供について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「機関投資家」として配分する範囲はディールごとに変わるため、法令上の「機関投資家」をすべて対象とするのではなく、各社が案件ごとに「機関投資家」の範囲を決めて報告すればよいのではないかと。

・ 国内のオフリングに海外の投資家が申し込みを行った場合、配分先の情報提供を行うのは当該投資家に配分をつけた国内の証券会社であるという理解でよいか。

→ 協会員が配分を行ったのであれば、情報提供の対象になると考える。

・ 海外ではブックの状況を発行会社に提供することが慣行となっており、それを前提にここまでの議論がなされていると認識しているが、海外の投資家であれば、発行会社への個人情報の提供のための同意を得る必要はないという理解でよいか。

→ 現在は協会規則で顧客情報の守秘義務があるため、協会員であれば、顧客が海外の投資家であっても情報提供を行うためには同意が必要である。今回の改正により、配分先の情報提供に際してこの守秘義務が外れるのであれば、投資家の属性が国内か海外かということは関係なくなるのではないかと。

・ 「機関投資家」という書きぶりはずはまずヘッジファンドをターゲットにしたものであると推測されるが、「ヘッジファンド」という言葉の定義が明確ではない。情報提供の対象をどのように判断するのか。

→ ヘッジファンドという呼称が感覚的なものであるため、取りこぼしをなくすことを考えれば、海外の法人はすべて報告の対象に含まざるを得ないのではないかと。

・ 発行会社が情報提供を受けることを断ったとしても、主幹事証券において配分先を取りまとめる作業は行わなければならないのか。

→ 発行会社が配分先の情報を欲しがるか否かに関わらず、発行会社に情報提供を行うことにより、主幹事証券会社の義務が果たされるという考えである。

・ そのものの議論として、発行会社側が配分先の情報を強く欲しがっているという訳ではなく、海外では一般的な慣行が、日本においてのみ行われていないことが不自然であるということではないか。

→ 海外の慣行に合わせることであれば、日本においてもブックの状況を発行会社に通知することとすればよいのではないかと。

→ そこは配分分科会の議論において、ブックの状況を発行会社に伝えることにより、配分に発行会社の忖意が入ってしまうおそれがあるため、配分後にその配分先の情報を提供することが望ましいのではないかと、という結論になったものだと認識している。

・ 投資家からの意見として、配分先の情報提供を受けた発行会社から、その情報が外に漏れてしまうことだけはやめてほしいということを知っている。各社

	<p>の対応にばらつきが出ないように、守秘義務契約を規則化すべきであると考え る。</p> <p>→ 発行会社が守秘義務契約を結ばなければ情報提供ができない等、規則におい て発行会社での情報管理が徹底されることを担保する手当が必要であると考 える。</p> <p>→ 守秘義務契約がなされていないのであれば、投資家や引受会員が情報提供す ることを嫌がるため、主幹事における集計作業に支障をきたすのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外の慣行でいくと、募集の場合はブックの状況を発行会社に知らせている が、売出しのみの場合に情報提供を受けるのは売出人であるので、その部分は 規則に落とし込む際に工夫が必要になると考えられる。 <p>→ 募集と売出しが並行して行われる場合はどのような取扱いになるのか。</p> <p>→ 実務上、配分する株が募集によるものか売出しによるものかを判別できない ため、その場合は募集に係る配分先と売出しに係る配分先をまとめて集計し、 発行会社及び売出人にブックの状況を知らせているという認識である。</p> <p>2. その他</p> <p>(株)東京証券取引所より、上場会社向けに発行している「会社情報適時開示ガイ ドブック」について、ライツ・オファリングに係る開示に対応した改正案に関す る説明が行われた。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
5. その他	<p>特になし</p> <p>※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。</p>
6. 本件に関 する問合せ先	<p>自主規制本部 エクイティ市場部 (03-3667-8647)</p>